

令和 8 年(2026 年)1 月 29 日



# 埼玉県報

号外第 9 号  
令和 8 年(2026 年)  
1 月 29 日  
木曜日

## 目 次

### 告示

- 埼玉県議会議員補欠選挙（南第 2 区 川口市）における立候補予定者説明会の日時及び場所（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員補欠選挙（南第 2 区 川口市）における選挙時登録の登録基準日等（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員補欠選挙（南第 2 区 川口市）におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日（選挙管理委員会）

## 告 示

### 埼玉県選管告示第十七号

令和八年三月八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第二区 川口市）における立候補予定者説明会を次のとおり開催する。

令和八年一月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏芳

一 日 時 令和八年二月十三日 午後一時三十分  
二 場 所 川口市役所第一本庁舎六〇一大会議室

## 告 示

### 埼玉県選管告示第十八号

令和八年三月八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第二区 川口市）において、  
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定に基づき行う選挙  
人名簿登録の登録基準日及び登録日は、次のとおりである。

令和八年一月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏芳

一 登録基準日 令和八年二月二十六日

（ただし、年齢については令和八年三月八日）

二 登録日 令和八年二月二十六日

# 告 示

## 埼玉県選管告示第十九号

令和八年三月八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第二区 川口市）において、  
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百四十四条の二第十項において準用する  
同条第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期  
日は、二月二十七日とする。

令和八年一月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰宏芳